

議事日程(第5号)

令和2年3月27日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第2号 令和元年度うきは市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議案第15号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第3 議案第16号 うきは市道路線の認定について
- 日程第4 議案第17号 うきは市道路線の変更について
- 日程第5 議案第24号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第6 議案第26号 うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第18号 第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 日程第8 議案第19号 うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第20号 うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第25号 うきは市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 令和2年度うきは市一般会計予算
- 日程第12 議案第10号 令和2年度うきは市簡易水道事業会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和2年度うきは市下水道事業会計予算
- 日程第14 議案第7号 令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第8号 令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第9号 令和2年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第17 陳情第1号 うきは市が行う予定の上水道事業全体に関する説明、及びその事業の負担額・財源についての説明を市民に対して、早急かつ丁寧に行うように、議会として、市長へ要請提言をすること。また、この水道事業に関して、議会としての見解を、市民に対して、すみやかに説明・公表することの陳情
- 日程第18 追加議案上程 発議第1号 1件
- 日程第19 発議第1号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 閉会中の審査・調査の申出について
(総務産業常任委員会)

- ・ 請願第 1 号 かわせみホール存続に関する請願
- ・ 委員会で採択した請願・陳情に関する調査
- ・ 「うきは観光みらいづくり公社」取組に関する調査
- ・ 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- ・ 認定子ども園に関する調査
- ・ 所管事務調査

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号 令和元年度うきは市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 議案第 15 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 3 議案第 16 号 うきは市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 17 号 うきは市道路線の変更について
- 日程第 5 議案第 24 号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第 6 議案第 26 号 うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 18 号 第 2 期うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 日程第 8 議案第 19 号 うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 20 号 うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 25 号 うきは市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 6 号 令和 2 年度うきは市一般会計予算
- 日程第 12 議案第 10 号 令和 2 年度うきは市簡易水道事業会計予算
- 日程第 13 議案第 11 号 令和 2 年度うきは市下水道事業会計予算
- 日程第 14 議案第 7 号 令和 2 年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 8 号 令和 2 年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 9 号 令和 2 年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第 17 陳情第 1 号 うきは市が行う予定の上水道事業全体に関する説明、及びその事業の負担額・財源についての説明を市民に対して、早急かつ丁寧に行うように、議会として、市長へ要請提言をすること。また、この水道事業に関して、議会としての見解を、市民に対して、すみやかに説明・公表することの陳情
- 日程第 18 追加議案上程 発議第 1 号 1 件

日程第19 発議第1号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 閉会中の審査・調査の申出について

(総務産業常任委員会)

- ・ 請願第1号 かわせみホール存続に関する請願
- ・ 委員会で採択した請願・陳情に関する調査
- ・ 「うきは観光みらいづくり公社」取組に関する調査
- ・ 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- ・ 認定こども園に関する調査
- ・ 所管事務調査

出席議員 (14名)

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鱧水 英一君	8番 熊懷 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	松尾 正和君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君

企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	江島 高治君		
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、議案第2号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、総務産業常任委員会の関係の報告をいたします。お手元に資料を上げておると思いますので、見ておいていただきたいと思います。

ただいま議題となりました議案第2号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第6号）の所管に関する事項について、総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、楠原市長公室長を初め、所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。主な部分のみ報告いたします。

2款1項7目財政調整基金費は、民間都市開発推進機構からのクラウドファンディング活用型まちづくりファンド拠出金をふるさと創生基金に積み立てるものです。8目企画費は、寄附金増に伴い、ふるさと納税返礼品の増額。9目地域活性化推進費は、事業実績確定により、個性ある

まちづくり事業費補助金及び人材育成事業費の補助金の減額。個性あるまちづくり事業費については大幅な減額であるが、今年度実績はソフト事業が5件、ハード事業が1件で、ハード事業の補助率と上限を下げたことにより件数が減ったとのことでありました。16目地方創生推進費では、うきはフィルムコミッション事業について、撮影を来年に延期することに伴い、事業委託料を全額減額するものであります。うきはフィルムコミッションについては報告がなく、市をアピールする映画につながるか疑問であるとの意見が出されましたが、観光客やリピーターの増加につながることを期待しており、制作会社はアカデミー賞を受賞した会社でもあるので、来年度、撮影を進めさせていただきたいとの説明でありました。

4款1項保健衛生費は、簡易給水施設整備工事費の減額で、当初予定していた2カ所の工事のうち、女子尾分を全額減額するものです。水の濁りが改善され、水質検査の結果、飲用に適している状態になったことにより、当分、様子を見るということで地元との合意がとれたため、減額するものとのことです。

6款1項農業費、7目山村地域振興費では、山村地域振興補助金の実績による減額。2ページに行きます。9目農業競争力強化基盤整備事業費負担金の増額は、大野原地区の畑かん事業で、国の補正予算で予算がついたものを負担金として計上するものであります。

7款商工費では、空き店舗改修事業費補助金は、事業費確定による減額と道の駅レストラン入り口の改修工事費を減額するものです。東側出荷者専用駐車場拡張と道の駅隣接ホテルの進捗が同時進行してきたことにより、道の駅全体のトイレ整備を再度見直すこととなりました。今回は最低限の工事であるレストランへのおい防止工事のみ行ったことにより、不要となったトイレ工事に係る設計監理料と工事費を減額するとの説明でありました。

8款土木費では、樋門水門等管理委託料増額で、昨年の出水期における筑後川水系排水操作員の出役に伴う増額であります。

9款消防費は、久留米広域消防本部における執行残等の調整により、久留米広域市町村圏事務組合消防費負担金を減額するものであります。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

質疑を行います。委員長に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、

厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第2号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第6号）につきましては、当委員会の所管に関する部分が分割付託されておりました。慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過を簡潔に報告いたします。審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、3款1項7目障害者対策費5,288万円の増額については、グループホームや就労支援事業所の利用者が増加したこと、また、放課後等デイサービス等の給付が増えたことによるものです。補助率は4分の3が国県補助となっています。委員会では、ここ数年増加傾向となっている要因についてを重点的に審査を行いました。

障害者の方の自立や生きがいがづくりの場として、就労支援事業所等が開設されています。全国的にも増加傾向であり、うきは市においても利用者や利用日数が増え、今後も増加する予定であるとの報告を受けました。また、児童が通う放課後等デイサービスも市内に3カ所存在し、気兼ねなく利用できる環境となっていることが増加の背景と思われます。令和2年度は総額8億円を超える予算となっており、扶助費を大きく押し上げる形となっていますが、近年は発達に障害ある児童が増えていることから、個々の児童の状況に寄り添い、誰もが安心して子供を産み育てられる環境の整備づくりは重要な施策の1つと言えます。

次に、10款2項及び10款3項の教育振興費の1億4,199万3,000円の増額は、国が推進する、2023年度までに全小・中学校で児童・生徒1人1台のパソコン整備、いわゆるGIGAスクール構想を踏まえ、国のロードマップを参考に小学5年、6年生と中学1年生の端末を整備し、高速大容量の通信ネットワークに必要な校内LAN工事に係る予算になります。補助申請のため今年度計上されますが、全額令和2年度へ繰り越しされます。

委員会では、本予算に係る算定資料の提出を求め、細部にわたり質疑を行いました。本会議でも指摘がありましたリースの件については、国は補助の対象期間を2023年度までとしており、購入のほうは5年以上使用できること、安価であることが報告されました。また今後、国は地方自治体に生徒数の3分の1は自前で端末を整備するように求めており、委員会からは将来のランニングコストを含めて不安視する意見もありました。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス問題で話題となりました遠隔学習にもつながると思われ、うきはが得意とする分野を推進していくことは重要との認識で一致しました。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これから議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第15号

日程第3. 議案第16号

日程第4. 議案第17号

日程第5. 議案第24号

日程第6. 議案第26号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第2、議案第15号辺地に係る総合整備計画の策定についてから日程第6、議案第26号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**中野 義信君**） それでは、5件まとめて報告をさせていただきます。

議案第15号辺地に係る総合整備計画の策定について。

ただいま議題となりました議案第15号につきましては、審査の経過と結果を報告します。令和2年度から令和5年度の計画を策定するものであります。本会議で指摘があつておりましたように、平成28年度から令和元年度計画の実績については、委員会で一覧表の提出をいただき、終了した事業及び継続する事業の確認を行いました。審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号うきは市道路線の認定及び議案第17号うきは市道路線の変更について。

市道路線の認定は1路線であります。今待第3号線、場所は新治団地跡地で112メートルの市道認定です。

市道路線変更は3路線でございます。1路線目はその他市道、法華原9線です。起点の変更をするもので、地元から払い下げの申請があり、普通財産として払い下げを行うものであります。2路線目は2級市道、今待・前田線です。圃場整備により水路用地になっている部分が判明したため、もともと1本の路線を2本に区域の変更をするものであります。3路線目はその他市道、元有・小坪線です。一昨年、合瀬耳納トンネルが完成しました。旧県道から坑口に至る部分までが県道としての認定を受けたことにより起点の変更を行うものであります。県道へ移管する長さは377メートルです。現地調査及び審査の結果、異議なく全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について。

令和2年4月1日から始まる会計年度任用職員制度の導入に向け、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されたことによる職の整理等に伴い、対象となる条例の改正と廃止を行うものであります。改正内容については、1点目は特別職非常勤職員の職の整理を行うため、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、削除、新設、文言整理を行うもの。また、委員会の役目を終えたものについても削除するものであります。2点目は、うきは市附属機関に関する条例の一部改正で、4つの附属機関について、役目を終えたため削除するものであります。3点目は、特別職非常勤職員から除かれたため、根拠規程としての設置条例を廃止するものであります。審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

国の公営住宅管理標準条例の改正に伴う条例改正及び民法改正に伴う条例改正であります。改正の主な内容としてということで3点ありますが、1点目、2点目はそう意見はなかったようですけれども、3点目の保証人の関係は意見がありましたので、3点目を説明いたします。

3点目、入居者が行う修繕の内容について、現行条例では判断できない内容が生じていることから、市が行う修繕について別途規則で定めることなどの改正であります。また、個人の根保証契約においては、保証人の限度額の設定の義務化が通達されており、国は保証人の確保を削除しているが、うきは市においては、これまでどおり連帯保証人について存続していくとの説明がありました。理由は、入居者の実態として65歳以上の高齢世帯が60%を占めており、そのうち単身世帯が137戸あり、60%を超えていると。高齢者の単身入居者の孤独死の事象も発生しており、万が一の場合の緊急連絡先の確保や滞納抑止のため、連帯保証人については必要であると判断しており、当分の間、継続していきたいと考えているとの説明でありました。近隣の状況について確認すると、九州でも廃止と継続が二分化している状況とのことでした。滞納の抑止効

果を考えると、制度は継続していくべきである。また滞納徴収については、徴収対策と連携して徴収できるよう努力していただきたいとの意見が出されました。審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑を行ってください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第18号

日程第8. 議案第19号

日程第9. 議案第20号

日程第10. 議案第25号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第7、議案第18号第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定についてから日程第10、議案第25号うきは市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてまでは厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） ただいま議題となりました議案第18号から第25号の各条例の改正については、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、一括して審査の経過を簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、議案第18号第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定については、子ども・

子育て支援新制度に基づき、平成27年3月に策定したうきは市子ども・子育て支援事業計画が今年度で最終年度となり、新たに第2期計画として、令和2年度から6年度までの計画期間とする事業計画が提案されています。委員会では、前計画との相違点に重きを置いて審査を行いました。

委員からは、御幸学童保育所などで児童1人当たりの専用区画が基準をクリアできていない状況もあり、計画に明記された放課後子ども総合プランにも関連しますが、学校の多目的室や家庭科室を活用するなど、縦割りでなく柔軟な発想で対応できないかと指摘がありました。執行部としては、現在新型コロナウイルスの影響で、御幸小学校では特別教室であるパソコン室を開放しているが、管理の問題もあり難しいとの説明でありました。ただ、管理面でできないとの一点張りでは、最終的に犠牲になるのは子供なのだから、自治協議会などの協力をいただきながら、学校現場に、より負担のかからない形を模索すべきではないかとの意見もありました。また、計画の実行性についても、計画の中身が抽象的で、市の課題である保育所の民営化や学童保育所の施設拡充など、具体的な方向性が触れられておらず、何をやりたいのか分からないとの意見や、ワーク・ライフ・バランスとの関連で、行政だけではなく保護者、それを支える企業の風土が醸成されないと難しいのではないかと数多くの意見が出されました。

次に、議案第19号うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について及び議案第20号うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の制定については、本年4月からの会計年度任用職員制度導入に当たり、少人数学級の指導特別教員については会計年度任用職員に移行せず、任期付一般職として採用するための条例案になります。これまで少人数指導特別教員条例に基づき、地方公務員法の特別職非常勤職員として運用してきましたが、今回のような形で、第19号で職員の任用を、第20号で給与等を定めています。執行部からは、第19号で給与等を定めず条例を分けた理由として、少人数学級の指導特別教員の給与が県の教職員の給与体系に準拠していることから、別立てで定めたとの説明がありました。

審査の中では、一般職の任期付職員の採用に関する法律は平成14年に制定されており、うきは市の職員年齢の構成や全国的な人材不足の中で、なぜ早くに導入を検討しなかったのか、また、なぜ少人数指導特別教員だけが対象なのかをたどりました。執行部からは、当面は少人数指導特別教員が対象だが、議案が可決されたら多様な人材の採用も検討していきたいとの説明でありました。

最後に、議案第25号うきは市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、令和2年4月1日をもって、うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するものです。審査では、以前より議会からも会計の閉鎖について検討すべきではないかと執行部に伝えてきた経過もあり、今回そのような方向になったことはよかったとの意見がありました。県より廃止する条件

として、廃止後の償還事務に係る経理を明確にすること、廃止前に県と協議を行うことの2点が示され、今回の条例案の提出に至ったと説明がありました。しかし、過年度滞納が4件、住宅が3、宅地が1、実質3名残ることになるので、委員からはどこに引き継ぐのか指摘がありました。執行部からは、来年度の一般会計において人権・同和対策室が引き続き、徴収に関わるとの説明がありました。委員会としては、これまで同様に回収業務を行い、市として債権管理に最大限努めてもらいたいと思います。

以上、いずれの議案も慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を述べて質疑を行ってください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第11. 議案第6号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第11、議案第6号令和2年度うきは市一般会計予算から日程第13、議案第11号令和2年度うきは市下水道事業会計予算までは予算特別委員会に付託をしていました。

ここで、企画財政課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。企画財政課長。

○企画財政課長（**中野昭一郎君**） 企画財政課、中野でございます。お手元のほうにうきは市公営企業会計予算書の正誤表を配付させていただきました。

訂正箇所は、簡易水道事業会計予算の3ページ、第5条企業債の部分でございます。起債の目的につきまして、その内容を補足するため、括弧書きの小石原川ダム建設事業負担金及び筑後大堰建設事業負担金の部分を追加させていただくものでございます。御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） ただいま企画財政課長より説明がありました議案第10号令和2年度うきは市簡易水道事業会計予算の件につきましては、配付されています正誤表のとおり、訂正する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号につきましては正誤表のとおり訂正を認めることといたします。

では、改めて審査の経過及び結果について、予算特別委員長の報告を求めます。13番、江藤 予算特別委員長。

○予算特別委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました令和2年第1回市議会定例会に提案されました議案第6号令和2年度うきは市一般会計予算、議案第10号令和2年度うきは市簡易水道事業会計予算、議案第11号令和2年度うきは市下水道事業会計予算の歳入歳出予算審議を予算特別委員会に付託されておりました。委員会では3月17日、18日、23日、24日の4日間にわたり審査を行いまして、運営につきましては、中野副委員長とともに公正に遂行してまいりました。

その結果、議案第6号令和2年度うきは市一般会計予算は、全会一致により原案どおり可決。議案第10号令和2年度うきは市簡易水道事業会計予算は、賛成多数により原案どおり可決。議案第11号令和2年度うきは市下水道事業会計予算は、全会一致により原案どおり可決することに決しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

質疑は、全議員による予算特別委員会で審査しましたので省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第14. 議案第7号

日程第15. 議案第8号

日程第16. 議案第9号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第14、議案第7号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算から日程第16、議案第9号令和2年度うきは市立自動車学校特別会計予算までは厚生文教常任委員会に付託をしていましたので、一括して審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） ただいま議題となりました議案第7号から第9号の各特別会計については、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、一括して審査の経過を簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、議案第7号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算については、平成30年4月から福岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、効率的な事業を行うことで制度の安定化を図っています。予算額は38億2,883万3,000円と、前年度比1億1,033万1,000円の減額となっています。これについては、被保険者の減少が影響していると思われます。

審査の中では、財政調整基金から1,000万円の繰り入れを行っていますが、今後、納付金の変動により基金にどう影響していくのかをたどりました。納付金は、平成28年度分を基準にして30年度から始まった制度であります。当初、国は令和5年度までの6年間は激変緩和措置

等を講じて増減を抑えるとしていましたが、3年目となる令和2年度納付金は3.6%の増加となっています。今後の推移としては、高齢化による医療費の増加によって来年、再来年と納付金が増加していくことが予想され、基金の取り崩しも必要と考えていると説明がありました。

委員からは、うきは市は県内でも保険料が高く、1人当たりの納付金額も高い状況が続いていることから、今後の税率について市の考えをたどりました。執行部からは、基金があるうちは保険料の引き上げは検討していない。しかし、税率改正等が必要な時を想定して、国保運営協議会を5回開催できるよう予算措置しているとの説明がありました。

また、保険者努力支援制度の交付金が昨年より下がっている要因についても質疑がありました。執行部からは、保健課と特定健診等含めて精査してきたが、うきは市のポイントが低かった理由として、保健師の個別指導後の改善率が思わしくないこと、加えて後発医薬品の普及促進などが挙げられました。本会議初日の委員会報告の折にも申し上げましたが、「健康寿命」をいかに延ばしていくかが高齢化社会において大変重要であります。市長リーダーシップのもと、保健課や生涯学習課と連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、議案第8号令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、予算額は4億8,942万6,000円と、前年度比1,078万4,000円の減額となっています。要因としては、保険料が1,400万円ほど減っています。委員からは、被保険者数が横ばいなのに、なぜ大幅な減額になっているのかをたどりました。執行部からは、今回、税率の見直しにより所得割と均等割が下がり、1人当たりの保険料額も下がったと説明がありました。ただ、一般会計からの繰り入れも1億6,000万円と昨年度より1,000万円増となっており、国保同様に医療費の上昇を抑える取り組みを期待する意見で一致しました。

最後に、議案第9号令和2年度うきは市立自動車学校特別会計予算については、予算額1億4,141万9,000円と、前年度比1,137万6,000円の増額となっています。校長からは、平成17年度の入学数が559名だったのに対し、30年度では333名と約41%減少していると報告がありました。今後、自動車学校としては、近隣の自動車学校が令和3年4月頃に移転するので、生徒募集に関して、これまで以上に広報活動に取り組むとしています。また、移転に伴い、高齢者講習を必要とする方が増えることが課題となっているので、近隣の自動車学校と連携して受け皿確保に取り組むたいとしています。審査の中では、将来予測を踏まえた長期的な財政計画、経営戦略を今後示して欲しいとの要望を行いました。

以上、いずれの特別会計も慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を述べて質疑を行っ

てください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第17. 陳情第1号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第17、陳情第1号うきは市が行う予定の上水道事業全体に関する説明、及びその事業の負担額・財源についての説明を市民に対して、早急かつ丁寧に行うように、

議会として、市長へ要請提言をすること。また、この水道事業に関して、議会としての見解を、市民に対して、すみやかに説明・公表することの陳情を議題とします。本案を総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、陳情1件の報告をいたします。

ただいま議題となりました陳情第1号うきは市が行う予定の上水道事業全体に関する説明、及びその事業の負担額・財源についての説明を市民に対して、早急かつ丁寧に行うように、議会として、市長へ要請提言をすること。また、この水道事業に関して、議会としての見解を、市民に対して、すみやかに説明・公表することの陳情について、審査の経過と結果を報告します。

陳情の審査につきましては、まず、陳情提出者から説明を受けました。陳情の趣旨は、陳情内容は陳情書のタイトルのとおりでございます。上水道事業を進めるには、福岡県南広域水道企業団に加入するか検討しなければならないが、現時点では、加入するための上水道事業計画もまだできていない状況であります。また財源についても、最も財政負担の少ない方法を検討している段階であります。事業計画が具体化しておらず、議会としての見解を示すための根拠も持ち合わせていない状況で、陳情内容は現段階では時期尚早であるとの意見でありました。

以上、審査の結果、全会一致で不採択と決しました。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 委員長にお尋ねいたします。

今回の陳情は2つの段落でできていると思います、2つの文といたしますか。前半は、うきは市が行う予定の上水道事業全体に関する説明、及びその事業の負担額・財源についての説明を市民に対して、早急かつ丁寧に行うように、議会として、市長へ要請提言をすることとあります。後半の部分については、今の説明で納得ができるわけですけど、前半の部分について言えば、いろいろ考えてあることだと思いますので、やはり市長へ要請提言をすべきではないかと思いますが、その点についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。また、その前半の部分が不採択となった理由ももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） 市長には担当者なりにも同じですけども、この市民に対しての説明、それにつきましては、もうずっと今までも言うてきておりますし、市長も分かっているというふうで、一応やるということは言われております。ただ、今のところいろいろな準

備ができておりませんのでやっておりますけれども、これにつきましては、議会としても説明を市民に対してするようにということで、再三要請をしておりますので、そういうことでお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。6番、岩淵議員、反対討論を許します。

○議員（6番 岩淵 和明君） 委員会の報告は可決ということでもありますけども、改めて公会計のところ、議案第10号のところでも、さっき討論をし忘れてしまったんですけど、改めて具体的な今後の計画がね、やっぱり示されていないというところがあるかなと思っています。そういう意味でも、本来だったら上水道の計画、ステージが1、2、3とかというふうに言われてますけど、基本的には土台は一緒だというふうに思います。そういう意味では、そもそも上水道事業計画が市民に対してオープンに知らされなかったという経過もあるので、ぜひこの辺は議会としても今後努力していただきたいということで、可決には反対させていただきます。よろしく願いします。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） ちょっと今の中で、私どもは不採択ということにしましたからね。何かちょっと可決ということで言われたようですから。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 6番、訂正の発言をお願いします。

○議員（6番 岩淵 和明君） 先ほど、何と言ったかな。ちょっと間違い、言葉間違えたと思いますが、採択が妥当だと思いますので、不採択には反対したいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 次に、反対討論を許します。反対討論、5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 先ほどの岩淵議員も言われましたが、賛成じゃなくていいんですか。

○議長（櫛川 正男君） ああ、そうか。ごめんなさい。僕が勘違いしちゃった。不採択に賛成討論。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 特に賛成ということ、お二人の言おうとしていることも理解はしますし、審議のほうの内容も理解しております。

ただ、この場をおかりして申し上げたいのは、この上水道の問題が、まだ水源の問題と小石原川ダムと上水道をごっちゃにしたような感じの話も感覚的に受けます。だから、まずこれ、すっ

きりしてですね、当然この小石原川ダムについてはもう、賛同した以上は議会としては、これは賛成として支払い義務があるのは当然です。ただ、上水道については、この今、市長も説明に回るとか、水資源対策のほうも自治会に説明回るとかと言ってますけど、まずこの人口減少、田主丸の話もしましたけど、この事業が成り立つのかという、根本の経営が成り立つかどうかというものを判断して、これを議会に示して、これが成り立つということになれば、議会も一緒になって動かにかいかんけど、これはそれぞれが個別の動きするとか、この認識で動くということは今、大変危険なことだと思いますんでね、一旦これはもう、否決をするということで賛成という意見でございますので、くれぐれもよろしくお願い申し上げまして終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、反対討論を許します。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 1点、昨日だったと思いますが、小石原川ダムについて議会として賛成はしていないとの旨、先輩議員からの指摘がありました。全協の位置づけが、その当時、そのようなことであったからすると、議会として賛成はしていないということになると思います。

また、るる議案第10号に関して質疑、討論を行ったところ、この上水道を前提として水資源機構が厚労省からの補助金をいただいたと市長は答弁されております。それを前提に今回の議案第10号が多数決で可決されております。そのようなことを含めて、市民に対して情報を発信することは、協働のまちづくり条例等にもありますように、情報を積極的に発信するということから、この陳情に対しまして不採択に反対をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。4番、野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 4番、野鶴です。

この件につきましては、先ほど江藤副議長のほうからも出ましたように、平成17年小石原川ダムの利水権に参画したときの、今回11億円の予算については、その支払い義務ということで出されたものであります。

それと、この上水道問題につきましては、やっぱり1つの区切りをもって検討し直すべきではないかというふうに思っております。以前、上水道計画について、比較するために300億円ほどかかるということがどうもひとり歩きしているのではないかなど。具体的にまだうきは市の上水道計画そのものは、どれだけの規模、どれだけの金額をかけるかというふうなことは、現段階ではまだきちんとしたものができていないと、そういうふうに思っております。

そういった中で、もう市民のほうにここに書かれているような負担がとか財源についての説明をしてしまえば、もうそれが決まったものとして進んでしまう。これは非常に危険なことだと思っております。

また、私ども議会人としても、この上水道計画を本当に進めるかどうかというのは、まだ今、議論をしている途中であります。どれだけの財政負担になるか、最終的にはまだ分かりませんけ

ど、それを今後いろいろ当局のほうから具体的に示されて、初めて上水道計画を進めていいものかというのが今からの議論だと思います。そういった中において、とにかく事を急ぎ過ぎたら、非常に大きな問題を抱えるかと思しますので、総務産業常任委員会の中でもありましたように、今の段階では時期尚早過ぎるということの結論で、この分については不採択ということになりました。そういった理由を持ちまして、私もこの陳情に対しては不採択ということにしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 次に、反対討論を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は不採択です。起立採決でございますけれども、起立採決を求めるのは、この陳情を採択するかの起立採決でございますので、不採択の方は座っとくと。採択の方は立つということをお願いしたいと思います。今、ちょっと事務局で調べたら、原案を諮るという形になりますので、採択を諮ります。

陳情第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 起立少数のため、陳情第1号は不採択とすることに決しました。（「議長、議案の前に1つ、ようございますか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっとお願いなんですけどね、今、陳情が1件のほうをして、もう一件の陳情がありました。昨日緊急に総務産業常任委員会のほうに、まずは合同委員会をやりまして、結果で、請願ですね、請願。陳情じゃのうございました、失礼いたしました。それで合同委員会をしましてね、そして、この権限は総務産業常任委員会と承知しております。それで私らの受けている報告と言うか、これはもう賛成多数でこの請願を賛成しとったところが、昨日緊急に一転して継続審議になったという話を聞きました。

そこで、その内容がどうこうということじゃなくして、私たちも合同審査に参加してますからね、この内容をきちっと皆さんに伝えないと、こういうことになると思います。今後継続で話し合いをすると、そういうしこりが残ったらいかんという話も聞きましたけど、まさにそのとおりで、ですからお願いは、この議会が閉会した後に全員でその報告を受けたいというふうに思いますので、それをぜひ議長をお願いしたいという要求でございます。

○議長（櫛川 正男君） 今の件については、この後、閉会中の審査調査の申し出についてを議題として取り上げておりますので、そこでまた申し上げていただきたいと。

日程第18. 追加議案上程

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第18、追加議案の上程を行います。発議第1号を上程します。

日程第19. 発議第1号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第19、発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（**石井 良忠君**） 発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。標記の条例案を地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出する。令和2年3月27日。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員鏑水英一、賛成者、うきは市議会議員岩淵和明、同佐藤湛陽、同中野義信、同熊懐和明、同竹永茂美。

次のページでございます。うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例。

うきは市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、住環境建設課の所管に関する事項の次に都市計画準備課の所管に関する事項を加える。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。7番、鏑水英一議員。

○議員（**7番 鏑水 英一君**） それでは、別紙配付しております発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

ただいま議題となりました発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、令和2年3月16日に可決されました議案第21号うきは市行政組織条例の一部改正に伴い、新設される都市計画準備課を総務産業常任委員会の所管とするように、うきは市議会委員会条例を改正するものであります。なお、本改正の内容は、議会で設置しました議会改革特別委員会での検討協議の結果でありますことから、皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 委員長にお願いをしておきます。申し上げたとおり、総務産業と厚生文教常任委員会と、やっぱりこの格差の問題が、所管格差がかなり物理的にあるように思っていますですね。これは皆さん、議論になりました。それで執行部のほうにお尋ねしましたら、例えば、今の市民協働推進課の防災は当然総務産業が持つべきだと。しかし、コミュニティー的な自治協議会の今の実態を考えると、厚生文教のほうが望ましいんじゃないかという御意見を申し上げましたから、その辺を議事録に残して、今後、議論の1つ、お願いしたいということのお伺いでございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鍮水議員。

○議員（7番 鍮水 英一君） その件につきましては、所管のほうから返事はいただいております。それで、今後の議会運営委員会の中で課題として取り上げたいと思いますので、その点を御了承お願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

鍮水議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第1号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しました。

日程第20. 閉会中の審査・調査の申出について

○議長（櫛川 正男君） 日程第20、閉会中の審査・調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の審査・調査の申し出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

よか。配付に載ちよるでしょう、請願が。それも調査しますよと。だから、ここでいいですか、さっきの。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと意味が違うようなんですけど、それは総務産業常任委員会の陳情の調査でしょう。

○議長（櫛川 正男君） そうです。

○議員（13番 江藤 芳光君） 今、議題になつとるの。

○議長（櫛川 正男君） そうです。

○議員（13番 江藤 芳光君） そうじゃなくて、今日は請願の場合も継続審査になったら、当然議題になりませんよね。ただ、昨日行われた総務産業委員会の結果を、私たちは合同審査と言うからスタートしてますから、それを厚生文教のほうは全く知らない。だから、この報告をこの会議が終わった今日、やってくださいということの了解を得たという認識なんですよ、今。

○議長（櫛川 正男君） ああ、そうですか。

○議員（13番 江藤 芳光君） そういうことです。だから。

○議長（櫛川 正男君） はい、了解しました。11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 私も江藤副議長の意見と同じで、最初のスタートが合同審査でありましたので、そこら辺をぜひよろしくお願ひします。何も分からないまま継続というのは、ちょっと不可解ですのでよろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） だから、終わってしますと。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査・調査とすることに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、全ての議案の審議を終了しました。

お諮りします。本会議において議決された案件で、条項、字句、数字のその他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長から挨拶の申し出があつておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和2年第1回市議会定例会閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

3月6日から本日までの22日間開会いたしました第1回うきは市議会定例会におきまして、令和2年度当初予算を初め、条例その他各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して務めたいと存じます。

令和元年度は、私にとって2期目の最終年度であり、これまでの間、うきは市ルネッサンス戦略、第2次うきは市総合計画、うきは市教育大綱等に位置づけられた事業を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向け取り組みを進めてきたところであります。議員の皆様におかれましては、多くの御指導、御支援をいただき、まことにありがとうございました。

来週からは令和2年度が始まりますが、新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、いまだ終息が見えない状況にあり、市が主催する不要不急のイベント等については、原則中止もしくは延期をしているところでございます。今後も引き続き感染防止の警戒を強化し、適切な措置を講じてまいる所存であります。

そのようなことから、4月1日の区長業務説明会を初め、9日の小学校、10日の中学校の入学式などの行事につきまして、規模を縮小して行うこととしております。御理解のほど、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、新年度を迎え、大変御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で、市政発展のため、御尽力をいただきますよう心から祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

ここで3月末をもって退職する管理職を紹介させていただきます。まず、市長公室長の楠原康成です。それから、監査委員事務局長の松尾正和です。住環境建設課長の江島高治です。それから、浮羽市民課長の園田隆彦です。

以上、4名が退職をいたします。今まで大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） お知らせします。6月定例会の開会日は6月5日金曜日開会予定といたしておりますので、報告をしておきます。

これをもちまして、令和2年第1回うきは市議会定例会を閉会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 岩 淵 和 明

署名議員 鐘 水 英 一